

文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	久 保 博 雅
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
愛媛県松山市方言における命令表現についての記述的研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	佐 々 木 勇	
審査委員	教 授	白 川 博 之	
審査委員	教 授	間 瀬 茂 夫	
審査委員	准教授	白 田 理 人	
審査委員	准教授	小 西 い ず み (東京大学)	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、愛媛県松山市方言を対象に、筆者自身の内省と面接調査（オンライン調査を含む）によって得られたデータに基づき、命令表現の形式と機能について記述したものである。命令形・連用形・テ形などの、命令表現として用いられる動詞の諸形式だけでなく、文末音調および終助詞にも着目しつつ、発話機能・使用場面の観点から詳細に記述している。また、統一した枠組みで他方言との対照を行うことで、松山市方言の特徴を明らかにしている。</p> <p>本論文は、12章・4部構成となっている。</p> <p>第I部「序論」について、まず、第1章で背景・目的・方法について述べている。次に、第2章で、標準語・方言における命令表現研究を概観し、先行研究を踏まえ、本論で用いる枠組みとして、命令表現における発話機能、発話行為と発話場面の関係、話し手と聞き手の間の親疎・上下関係を導入している。続いて、第3章では、対象となる松山市方言の概観として、愛媛県内の方言区画、松山市方言のアクセント・活用体系などの基本的な特徴を述べている。</p> <p>第II部「松山市方言における命令表現の記述」について、まず、第4章で、命令表現となる動詞の形式として命令形・連用形・オ連用形・テ形・ンカ形・ンケン形を挙げ、それぞれの形式と音調を記述している。特に、分節音上同形となる一段動詞の命令形と連用形が基本的に音調によって区別される点、終止形に見られるアクセント型の対立が命令表現において一部中和する点に焦点を当てて議論している。次に、第5章では、命令表現の形式と文末音調の組み合わせごとに、発話機能と使用場面の観点から特徴を整理して記述している。これを踏まえ、特に、種々の形式に共通して観察される文末音調の効果（発話機能・発話場面の限定）や、一部の形式と文末音調の組み合わせが成り立たない要因について考察している。続いて、第6章では、命令表現に終助詞ヤ／ヨが後接した場合を扱い、命令表現の形式・終助詞・文末音調の組み合わせごとに記述を行っている。これに基づき、発話機能に関わる終助詞の効果（拘束力の強化）、文末音調と発話場面の関係、終助詞ヤとヨの差異について考察している。第7章では、特徴的な形式であるンケン形を取り上げて記述を行い、世代差・成立過程について考察している。</p> <p>第III部「松山市方言と他方言との対照」について、第8章／第9章／第10章でそれぞれ大阪市方言／神戸市方言／福岡市方言を対象に、命令表現の形式・音調・発話機能・発話場面</p>			

について、命令形・連用形・テ形を中心に記述している。以上を踏まえ、第 11 章では、松山市方言と上記の方言を対照し、松山市方言の特徴について考察している。

第 IV 部「結論」について、第 12 章で第 II 部・第 III 部の記述をもとに松山市方言の命令表現の特徴をまとめ、今後の課題と展望について述べている。

本論文は、以下の点で高く評価できる。

- ① 命令表現・終助詞によってどのような文末音調が実現しうるか、文末音調の種類によって発話機能・発話場面にどのような影響があるか記述・考察した点
- ② 特徴的な形式であるンケン形を命令表現として認め、その用法を記述し、世代差・成立過程について考察した点
- ③ 命令表現として命令形・連用形・テ形を用いる点で共通する諸方言を対照して記述し、松山市方言の特徴について考察した点

まず、①について、本論文は、従来の研究では十分に扱われてこなかった音調の情報を考慮した結果、命令表現の用法や体系の精密な記述にとって、音調の観点が必要不可欠であることを明らかにした。特に、上昇音調は「反応伺い」の場面で、下降音調は「違反矯正」の場面で用いられるなど、種々の形式に共通する文末音調の特徴を見出した点が評価できる。また、終助詞を伴う場合にのみ強調上昇音調が実現でき、「現場指示」に用いられるなど、終助詞の有無による、実現しうる音調や発話場面の違いについて整理されている点も、本論文の価値を高めている。

次に、②について、本論文では、従来の研究でほとんど扱われてこなかったンケン形を取り上げ、一章を割いて記述・考察している。ンケン形は形式上、否定辞「ン」＋原因・理由の接続助詞「ケン」に相当する、本方言に特徴的な形式である。ンケン形の記述・分析の具体的な内容について、まず、命令表現としての「勧め」の発話機能に加え、「願望表出」などの、命令表現の範疇に収まらない機能があることを示し、それぞれの機能について記述を行っている。また、終助詞ヨの後接の可否・音調パターン・「誘い」用法の有無の点で世代差があることを議論している。さらに、標準語の「～からだ」に関する先行研究を踏まえ、「～ケンヨ」の「非難」の機能を始点として、「願望表出」、「勧め」（および「放任」）の順に機能が獲得され、命令表現としてのンケン形が成立したと主張している。本論文における以上のンケン形の記述・分析は、文法化の観点から重要なものと言える。

最後に、③について、本論文では、命令形・連用形・テ形を用いる点で共通する大阪市方言・神戸市方言・福岡市方言を対象とし、先行研究を踏まえつつ、筆者の追調査に基づき、これまで不十分であった音調・発話場面などの観点から記述の精緻化を行っている。この記述を踏まえ、上記の方言と松山市方言を対照し、松山市方言の連用形が他方言の連用形と比べて聞き手利益性が弱く、非聞き手利益の「命令」の機能を担いうるなど、松山市方言の特徴を明らかにしている点が評価に値する。

本論文は、通時的な考察や記述・分析の枠組みの見直しに課題が残るものの、松山市方言の命令表現の記述的研究として、網羅性・独自性を有しており、優れたものと言える。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 4 年 2 月 14 日